

貸付金規則

(昭和50年3月28日)
名古屋市職員共済組合規則第5号)

最近改正 令和2年3月31日規則第3号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）は、組合の定款第39条第5号の規定に基づき、組合員の臨時の支出にあてるため、この規則の定めるところにより普通貸付及び特別貸付をする。

(普通貸付)

第2条 普通貸付は、組合員が臨時に資金を必要とするときに、理事長が特に必要と認める者に貸し付ける。

2 普通貸付の貸付金は、借受けようとする組合員の現に受ける給料（地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与をいう。以下同じ。）の6月分以下で、5万円又はこれに5万円を順次加算して200万円までの定額とする。

一 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員（第三号に掲げる者を除く。）である組合員 その資料を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給料

二 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうち第一号及び第三号に掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

三 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施

行令」という。)第2条第5号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

四 借受資格を有する者のうち第一号から第三号までに掲げる者の以外の者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

3 貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別貸付)

第3条 特別貸付は、組合員で次の各号のいずれかに該当し、借受けを必要とする者に貸し付ける。

一 入学貸付 組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学するため、費用を必要とするとき。

二 医療貸付 組合員又はその被扶養者の療養(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)第62条の2に規定する高額療養費の支給の対象となる療養を除く。)のため、費用を必要とするとき。

三 結婚貸付 組合員、その被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が婚姻するため、費用を必要とするとき。

四 葬祭貸付 組合員の配偶者、子、父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母の葬祭をするため、費用を必要とするとき。

2 特別貸付の貸付金は、一の貸付事実ごとに、借受けようとする組合員の現に受ける給料(地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与をいう。以下同じ。)の6月分以下で、5万円又はこれに5万円を順次加算して200万円(前項第2号の場合は100万円)までの定額とする。ただし、組合員が借り入れの

申し込みをするときにおける給料に、別表に掲げる組合員期間の区分に応じ、同表に掲げる月数を乗じて得た額を超えることができない。

一 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員（第三号に掲げる者を除く。）である組合員 その資料を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給料

二 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうち第一号及び第三号に掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

三 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第2条第5号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

四 借受資格を有する者のうち第一号から第三号までに掲げる者の以外の者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

3 貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（再貸付）

第4条 普通貸付を現に借受けている組合員には、普通貸付を重ねてはしない。

2 普通貸付又は特別貸付を現に借受けている組合員に新たな貸付けをするときは、当該新たな貸付けの貸付金は、その借受けることのできる金額及びすでに借受けていて現に未返済である元利金の全ての金額を合算して、前条第2項ただし書の規定による金額以下の定額でなければならない。

第2章 申込み及び制限

（貸付けの申込み）

第5条 貸付金を借受けようとする組合員は、貸付金借受申込書（以下「申込書」という。）に次の各号の事項を記載し、理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認める場合は、その所属する甲類所属所の長（所属所が市一般であるときは、乙類所属所の長。以下同じ。）に提出することができる。

一 組合員の所属、補職、職員番号、氏名、生年月日、申込月までの組合員期間及び現住所

二 借受けようとする貸付金の種類、金額及び返済の回数

三 申込月の前月の給料支給日における給料の額及びその際給与から差し引かれた掛金、保険料若しくは返済金又はその他の差引金（所得税及び住民税を除く。）の合計額

四 貸付金の使途

五 貸付金振込先の金融機関の名称及び組合員名義の預金口座の口座番号

六 普通貸付又は特別貸付のうちいずれかをすでに借受けている組合員にあつては、その貸付の種類、決定番号、金額借受日及び新たな借受申込月の給料支給日における未返済元利金

2 組合員を直接監督する者及び甲類所属所の長は、前項の規定により受理した申込書の記載事項等に不備がないことを認めたときは、速やかに理事長に送付しなければならない。

3 貸付金を借受けようとする組合員は、理事長が別に定める書類を申込書に添付しなければならない。

第6条及び第7条 削除

第8条 第5条の申込書の組合事務局における受付期間は、毎月の10日及び25日とする。

第9条 削除

（貸付けの制限）

第10条 貸付けは、次の各号のいずれかに該当するときは、行わない。

一 貸付の申込みをするときにおいて、当該貸付けの申込額に対する毎月の返済予定額及び組合からの既貸付金に対する毎月の返済額（期末手当等（法第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下同じ。）から

の返済額を除く。以下この条において同じ。)の合計額と金融機関等からの借入金に対する毎月の返済額の合算額(以下次号において「月例返済額」という。)が、給料(育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例に基づき給料の一部が減額されている者(以下「部分休業等減額者」という。))にあつては、減額後の給料とする。)の100分の30に相当する額を超えるとき。

二 貸付の申込みをするときにおいて、月例返済額に十二を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの返済額(他の金融機関等に対する期末手当等からの返済額を含む。)に二を乗じて得た額の合計額が、給料(部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。)に十二を乗じて得た額及び期末手当等の額(この場合、給料(部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。))に四を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。)の合計額の100分の30に相当する額を超えるとき。

三 給料の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。

四 給料その他の給与(地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。)の差押え又は保全処分を受けているとき。

五 貸付事故者に係る貸付けの取扱基準第2項に定める貸付事故者となったとき。

第3章 貸付け、利息及び返済

(貸付け)

第11条 理事長は、組合員からこの規則による貸付金の借受け申込みがあつたときは、第8条の受付期日からそれぞれ2週間以内に貸付けの可否を決定する。

2 理事長は、貸付けの決定にあたり予算及び借受けた貸付金の用途を考慮し、貸付金の額を申込金額より減額することができる。

(振込み)

第 1 2 条 貸付けの決定があつたときは、貸付金を申込期日が月の 1 0 日であるときはその月の 2 5 日に、月の 2 5 日であるときはその月の翌月 1 0 日に第 5 条第 1 項第 5 号の送金先へ振込む。

(利息)

第 1 3 条 貸付金の利息は、次の各号に掲げる法第 7 7 条第 4 項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の区分に応じ、基準利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後 3 月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。）から、当該各号に定める利率とし、前条による貸付のあつた月の翌月から借受元利金の全部が返済される月まで付する。

- 一 基準利率が 1. 0 % 以下の場合 年 1. 2 6 %
- 二 基準利率が 1. 0 % を超え 1. 5 % 以下の場合 年 1. 7 6 %
- 三 基準利率が 1. 5 % を超え 2. 0 % 以下の場合 年 2. 2 6 %
- 四 基準利率が 2. 0 % を超え 2. 5 % 以下の場合 年 2. 7 6 %
- 五 基準利率が 2. 5 % を超え 3. 0 % 以下の場合 年 3. 2 6 %
- 六 基準利率が 3. 0 % を超え 3. 5 % 以下の場合 年 3. 7 6 %
- 七 基準利率が 3. 5 % を超え 4. 0 % 以下の場合 年 4. 2 6 %
- 八 基準利率が 4. 0 % を超え 4. 5 % 以下の場合 年 4. 7 6 %
- 九 基準利率が 4. 5 % を超え 5. 0 % 以下の場合 年 5. 2 6 %
- 十 基準利率が 5. 0 % を超える場合 基準利率に 0. 2 6 % を加えた利率

(返済)

第 1 4 条 この規則による貸付金を借受けた組合員は、その借受けた月の翌月から元利金均等で、別に理事長が定める貸付金額に対応する返済回数及び金額により給料支給日に地方公共団体の給与支払機関又は職員団体が給与から差し引いて組合に返済する。

(一時返済)

第 1 5 条 この規則による貸付金を借受けた組合員は、前条の規定にかかわらず未返済の元利金の全額を一時に返済することができる。この場合において理事長は、一時返済を申し出た組合員にその払い込むべき金融機関を指定する。

(中途返済)

第16条 この規則による貸付金を借り受けている組合員が退職（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条の規定により退職した場合を除く。）し、又は死亡したときは、地方公共団体の給与支払機関は、支払金のうちから法第115条第2項の規定により、その者の未返済元利金の全額を組合に納入するものとする。

(取り消し返済)

第17条 この規則による貸付金を詐欺その他の不正な方法で借受けた組合員には、理事長は、貸付決定を取り消し、未返済元利金の金額の返済を請求する。

2 前項の場合においては、貸付月の翌月にさかのぼり年20%の違約金を付する。

第4章 雑則

(債権の保全及び貸付保険)

第18条 借受人は、組合を被保険者とする官公庁等共済組合一般資金貸付保険（全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則の規定に基づき全国市町村職員共済組合連合会と損害保険会社との間で契約した保険という。）の適用を受けるものとする。

第19条 削除

(期日)

第20条 この規則に定める期日が、日曜日、土曜日、国民の祝日又はその他の休日（以下本条において「休日」という。）にあたるときは、当該期日をその日後の直近のそれらの日にあたらぬ日とする。

(委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な書類の様式及びその他の事項については、理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、名港所属所に所属しない組合員には、当分の間適用しない。
- 3 この規則による改正前の貸付金規則に基づきすでに借受けた貸付金につい

ては、この規則の基づき当該貸付金を借り受けたものとみなす。

4 この規則による規定にかかわらず、当分の間貸付を休止する。

附 則（昭和51年3月31日名古屋市職員共済組合規則第8号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日名古屋市職員共済組合規則第4号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の規定による貸し付けは、同年3月27日から同年4月10日までの間に申込書を受理した分から適用し、同年同月10日までに貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月31日名古屋市職員共済組合規則第2号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の規定による貸し付けは、同年3月26日から同年4月10日までの間に申込書を受理した分から適用する。

附 則（昭和56年2月28日名古屋市職員共済組合規則第3号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の規定による貸し付けは、同年3月26日から同年4月10日までの間に申込書を受理した分から適用し、同年同月10日までに貸付けた貸付金の返済については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月1日名古屋市職員共済組合規則第4号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の規定による貸し付けは、同年3月26日から同年4月10日までの間に申込書を受理した分から適用し、同年同月10日までに貸付けた貸付金の返済については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年8月13日名古屋市職員共済組合規則第4号）

この規則は、公告の日から施行する。

附 則（昭和59年2月28日名古屋市職員共済組合規則第2号）

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の貸付金規則に基づき、すでに貸し付けた貸付金の返済については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年2月28日名古屋市職員共済組合規則第3号）

貸付金規則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の貸付金規則は、施行日前に借入れを申込み、同日以後に貸付決定を受ける者についても適用する。

附 則（昭和61年3月14日名古屋市職員共済組合規則第4号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の貸付金規則は、同年同月決定の貸付分から適用する。

附 則（昭和62年3月20日名古屋市職員共済組合規則第5号）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の貸付金規則は、施行日前に借受け申込みをし、同日以後貸付決定を受ける者及び改正前の貸付金規則に基づき貸付金を借り受けた者にも適用する。

附 則（昭和63年3月14日名古屋市職員共済組合規則第3号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正前の貸付金規則に基づき貸付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年5月15日名古屋市職員共済組合規則第3号）

- 1 この規則は、平成3年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の貸付金規則の規定は、施行日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月25日名古屋市職員共済組合規則第2号）

この規則は、公告の日から施行する。

附 則（平成7年3月28日名古屋市職員共済組合規則第2号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の貸付金規則第13条に規定する利率は、施行日前に貸し付けた貸付金に係る施行日以後の返済期日における利息についても適用する。

附 則（平成7年7月1日名古屋市職員共済組合規則第3号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年8月28日名古屋市職員共済組合規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公告の日から施行する。

（返済金の額の特例）

2 この規則による改正後の貸付金規則（以下「改正後規則」という。）附則第4項各号の規定による特例期間等の終了の日までの間における日における返済金の額は、第14条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに定めるところによる。

（利息等に関する経過措置）

3 改正後規則附則第4項の規定は、平成7年10月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付金に係る適用日の前日における未返済元金に係る適用日以後に到来する返済期日における利息についても適用し、適用前に到来する返済期日における利息については、なお従前の例による。

4 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.75%以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後の返済期間における利息については、第13条に規定する貸付利率を適用する。

5 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する返済期日における返済額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済回数で適用日以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

6 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に

掲げる区分に応じた貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する返済期日における返済額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済回数で改定日等以後に返済したとするならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 7 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する返済期日における返済額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済回数で特例期間等の終了の日後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成8年3月25日名古屋市職員共済組合規則第3号）

- 1 この規則は、平成8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の貸付金規則及び貸付金規則等の一部を改正する規則の規定は、施行日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月28日名古屋市職員共済組合規則第2号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日名古屋市職員共済組合規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
（返済金の額の特例）
- 2 財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財

政融資資金利率」という。)が年3.75%以下の間が終了した日の属する月の末日又はこの規則による改正後の貸付金規則(以下「改正後規則」という。)附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)までの間における改正後規則附則第4項各号の規定による返済金の額は、第14条の規定にかかわらず、貸付金規則等の一部を改正する規則(平成7年名古屋市職員共済組合規則第5号)附則別表第1から附則別表第4までに定めるところによる。

(利息等に関する経過措置)

- 3 改正後規則附則第4項の規定は、平成10年4月1日(以下「適用日」という。)前に貸し付けた貸付金に係る適用日の前日における未返済元金に係る適用日以後に到来する返済期日における利息についても適用し、適用前に到来する返済期日における利息については、なお従前の例による。
- 4 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間のうち特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後の返済期間における利息については、第13条に規定する貸付利率を適用する。
- 5 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する返済期日における返済額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済元金(第17条第1項の事由に該当するものを除く。)を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済回数で適用日以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日(以下「改定日等」という。)の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する返済期日における返済額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済元金(第17条第1項の事由に該当するものを除く。)を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済回数で改定日等以後に返済した

とするならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 7 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する返済期日における返済額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済回数で特例期間等の終了の日後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成11年3月19日名古屋市職員共済組合規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。

（返済金の額の特例）

- 2 財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.75%以下の間が終了した日の属する月の末日又はこの規則による改正後の貸付金規則（以下「改正後規則」という。）附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）までの間における改正後規則附則第4項各号の規定による返済金の額は、第14条の規定にかかわらず、貸付金規則等の一部を改正する規則（平成7年名古屋市職員共済組合規則第5号）附則別表第1から附則別表第4までに定めるところによる。

（利息等に関する経過措置）

- 3 改正後規則附則第4項の規定は、平成11年4月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付金に係る適用日の前日における未返済元金に係る適用日以後に到来する返済期日における利息についても適用し、適用前に到来する返済期日における利息については、なお従前の例による。
- 4 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち特例期間等の終了の日以

前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後の返済期間における利息については、第13条に規定する貸付利率を適用する。

- 5 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する返済期日における返済額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済回数で適用日以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する返済期日における返済額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済回数で改定日等以後に返済したとするならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 7 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する返済期日における返済額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済回数で特例期間等の終了の日後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成12年3月31日名古屋市職員共済組合規則第3号）

この規則は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年12月28日名古屋市職員共済組合規則第5号）

（施行期日）

第1条 この規則中、第1条の規定は公告の日から施行し、平成10年3月3

0日から適用する。

第2条 この規則中、第2条から第5条までの規定は、公告の日から施行する。

(返済金の額の特例)

第3条 財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.75%以下の間が終了した日の属する月の末日又はこの規則による改正後の貸付金規則（以下「改正後規則」という。）附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）までの間における改正後規則附則第4項各号の規定による返済金の額は、第14条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに定めるところによる。

(利息等に関する経過措置)

第4条 改正後規則附則第4項の規定は、改正後規則の施行の日（以下「施行の日」という。）前に貸し付けた貸付金に係る施行の日の前日における未返済元金に係る施行の日以後に到来する返済期日における利息についても適用し、施行の日前に到来する返済期日における利息については、なお従前の例による。

第5条 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後の返済期間における利息については、第13条に規定する貸付利率を適用する。

第6条 施行の日前に貸し付けた貸付金に係る施行の日以後に到来する返済期日における返済額は、施行の日の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を施行の日に貸し付け、施行の日の前日における当該貸付金に係る未返済回数で施行の日以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

第7条 施行の日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改

定された日以後 3 月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する返済期日における返済額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第 17 条第 1 項の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済回数で改定日等以後に返済したとするならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

第 8 条 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する返済期日における返済額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済元金（第 17 条第 1 項の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済回数で特例期間等の終了の日後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成 13 年 4 月 13 日名古屋市職員共済組合規則第 2 号）

この規則は、公告の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 7 月 2 日名古屋市職員共済組合規則第 3 号）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
- 2 改正後の住宅資金貸付規則及び貸付金規則の規定は、平成 14 年 4 月 1 日以後の決定にかかる貸付金について適用し、同日前の決定にかかる貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日名古屋市職員共済組合規則第 5 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日名古屋市職員共済組合規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成 17 年 11 月 10 日から適用する。
（利息等に関する経過措置）
- 2 平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度における第 13 条の規定の適用については、「年利率 3.46%」とあるのは「年利率 3.46%（平成 17 年度にあつては年利率 2.26%、平成 18 年度にあつては年利率 2.56%、

貸付金規則

平成19年度にあつては年利率2.86%、平成20年度にあつては年3.26%)とする。

3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項中

「一 財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.2%を下回っている場合

二 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合

三 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合 年2.26%

年3.26%

年2.76% とあるのは、

」

「財政融資資金利率が年2.3%を下回っている場合 年2.26%」とする。

4 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項中

「一 財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.2%を下回っている場合

二 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合

三 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合 年2.26%

年3.26%

年2.76% とあるのは、

」

「一 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.6%を下回っている場合

二 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合 年2.26%

年2.76% とする。

」

5 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項中

「一 財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.2%を下回っている場合

二 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合

三 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合 年2.26%

年3.26%

年 2.76% とあるのは、

」

「一 財政融資資金利率が年 2.75% を超え年 3.0% を下回っている場合

二 財政融資資金利率が年 2.25% を超え年 2.75% 以下である場合

三 財政融資資金利率が年 2.25% 以下である場合 年 2.26%

年 3.26%

年 2.76% とする。

」

- 6 この規則による改正後の貸付金規則（以下「改正後規則」という。）附則第 4 項の規定は、平成 17 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付金に係る適用日の前日における未返済元金に係る適用日以後に到来する返済期日における利息についても適用し、適用日前に到来する返済期日における利息については、なお従前の例による。
- 7 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年 3.2%（平成 17 年度にあつては年 1.6%、平成 18 年度にあつては年 2.3%、平成 19 年度にあつては年 2.6%、平成 20 年度にあつては年 3%）を下回っている間が終了した日の属する月の末日または改正後規則附則第 4 項に規定する当該末日の翌月以後 3 月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後の返済期間における利息については、第 13 条に規定する貸付利率を適用する。
- 8 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する返済期日における返済額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第 17 条第 1 項の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済回数で適用日以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

9 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する返済期日における返済額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済回数で改定日等以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

10 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する返済期日における返済額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済回数で特例期間等の終了の日後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

11 特例期間等の終了の日までの間における改正後規則附則第4項各号の規定による返済金の額は、第14条に定めるところによる。

附 則（平成19年9月28日名古屋市職員共済組合規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公告の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

（改正附則の一部改正）

2 貸付金規則の一部を改正する規則（平成18年3月31日名古屋市職員共済組合規則第4号）附則第3項から第11項までを削る。

（利息に関する経過措置）

3 平成20年1月1日から平成20年6月30日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項第1号中「2.4%」とあるのは「2.2%」と、「3.2%」とあるのは「2.6%」とし、同項第2号中「2.4%」とあるのは「2.2%」と、「2.66%」とあるのは「2.46%」とする。

- 4 平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項第1号中「3.2%」とあるのは「3.0%」とする。
- 5 改正後の貸付金規則（以下「改正後規則」という。）附則第4項の規定は、平成20年1月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付金に係る適用日の前日における未返済元金に係る適用日以後に到来する返済期日における利息についても適用し、適用日前に到来する返済期日における利息については、なお従前の例による。
- 6 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は改正後規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた貸付に係る特例期間等の終了の日後の返済期間における利息については、第13条に規定する貸付利率を適用する。
- 7 適用日前に貸し付けた貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する返済期日における返済額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済回数で適用日以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 8 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する返済期日における返済額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付

け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済回数で改定日等以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 9 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する返済期日における返済額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済回数で特例期間等の終了の日後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成20年11月28日名古屋市職員共済組合規則第3号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日名古屋市職員共済組合規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成22年7月1日から適用する。
（利息等に関する経過措置）
- 2 改正後の貸付金規則（以下「改正後規則」という。）附則第4項の規定は、平成22年7月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付金に係る適用日の前日における未返済元金に係る適用日以後に到来する返済期日における利息についても適用し、適用日前に到来する返済期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年4.1%を下回っている間を終了した日の属する月の末日又は改正後規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後の返済期間における利息については、第13条に規定する貸付利率を適用する。

- 4 適用日前に貸し付けた貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する返済期日における返済額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済回数で適用日以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する返済期日における返済額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済回数で改定日等以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する返済期日における返済額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済回数で特例期間等の終了の日後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成23年3月1日名古屋市職員共済組合規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行前の申込みに対する貸付は、平成23年4月11日の貸付をもって休止し、施行日前に貸し付けた借受人の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 1 月 21 日名古屋市職員共済組合規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 1 月 21 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の貸付金規則の規定は、第 18 条の改正規定を除き、施行日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日名古屋市職員共済組合規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

（利息等に関する経過措置）

- 2 改正後の貸付金規則（以下「改正後規則」という。）附則第 4 項の規定は、平成 27 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付金に係る適用日の前日における未返済元金に係る適用日以後に到来する返済期日における利息についても適用し、適用日前に到来する返済期日における利息については、なお従前の例による。

- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年 4.2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は改正後規則附則第 4 項に規定する当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた貸付に係る特例期間等の終了の日後の返済期間における利息については、第 13 条に規定する貸付利率を適用する。

- 4 適用日前に貸し付けた貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する返済期日における返済額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第 17 条第 1 項の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済回数で適用日以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替

えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する返済期日における返済額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済回数で改定日等以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する返済期日における返済額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済回数で特例期間等の終了の日後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成30年1月1日名古屋市職員共済組合規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。
（利息等に関する経過措置）
- 2 改正後の貸付金規則第13条の規定は、平成30年1月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適

貸付金規則

用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（令和 2 年 3 月 3 1 日名古屋市職員共済組合規則第 3 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

組 合 員 期 間	月 数
組合員期間 1 年以上 6 年未満	7 月
組合員期間 6 年以上 1 1 年未満	1 5 月
組合員期間 1 1 年以上 1 6 年未満	2 2 月
組合員期間 1 6 年以上 2 0 年未満	2 8 月
組合員期間 2 0 年以上 2 5 年未満	4 3 月
組合員期間 2 5 年以上 3 0 年未満	6 0 月
組合員期間 3 0 年以上	6 9 月